

# 消防用設備等設置基準

松戸市消防局予防課

(令和 6 年 3 月現在)

## 目 次

- 1 消防法施行規則第5条の2に基づく「無窓階」の判定
- 2 避難ハッチ用つり下げはしごの設置基準
- 3 バルコニーの隔板仕様
- 4 火気使用場所コンロ廻りの構造
- 5 階段付近へのガス機器設置基準
- 6 パイプシャフト（P S）の構造
- 7 自動火災報知設備の設置基準
- 8 消火器の設置基準
- 9 屋内消火栓設備の設置基準
- 10 連結送水管の設置基準
- 11 特殊消火設備の設置基準
- 12 排煙設備の設置基準

# 1 消防法施行規則第5条の2に基づく「無窓階」の判定

1 無窓階の判定は、「消防法施行規則第5条の2」により、次のとおりとする。

## (1) ガラスの種類による無窓階の取り扱い

ガラス開口の種類		開口部の条件		有効性の判定 (規則第5条の2)	
				足場有り	足場無し
普通ガラス	厚さ 6.0 mm以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
鉄線入り板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×
	厚さ 10.0 mm以下	引き違い戸		△	×
		F I X		×	×
網入り板ガラス	厚さ 6.8 mm以下	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×
	厚さ 10.0 mm以下	引き違い戸		△	×
		F I X		×	×
強化板ガラス	厚さ 5.0 mm以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
超耐熱性結晶 ガラス	厚さ 5.0 mm以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○

### [備 考]

- 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造以上のもの。
- 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものである。
- 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。

凡例

○・・・開口部として取り扱うことができる。

△・・・ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合概ね1/2）

×・・・開口部として取り扱うことはできない。

## (2) シャッターの取り扱い

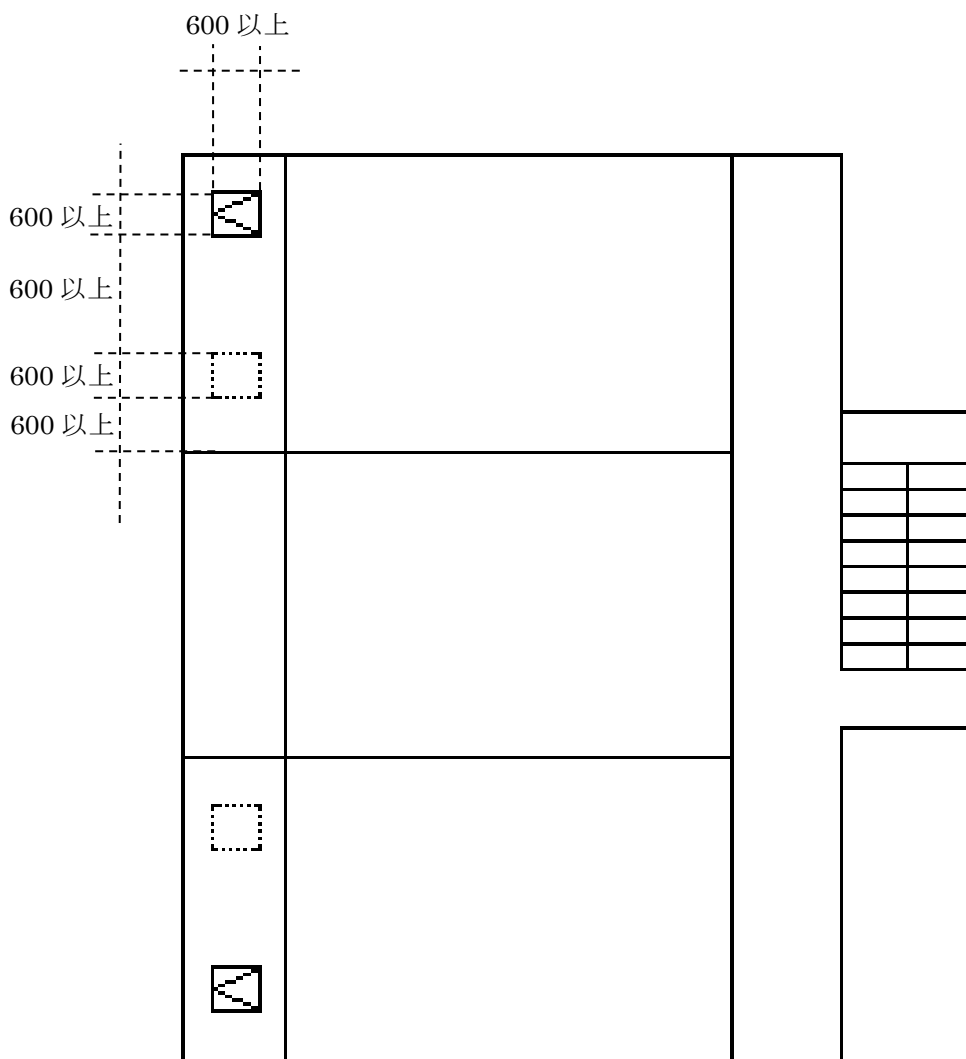
軽量・手動シャッター	○	容易に破壊できるもののみ可とする
重量・電動シャッター	×	水圧開放装置及び非常電源の設置により可とする

- (3) 次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わない。）を張り付けした場合は、(1)の基板ガラスによって、判定することができる。
- ア 基材がポリエチレンテレフタレート（PET）製で、基材の厚みが100  $\mu\text{m}$ 以下のもの
  - イ 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが400  $\mu\text{m}$ 以下のもの

## 2 避難ハッチ用つり下げはしごの設置基準

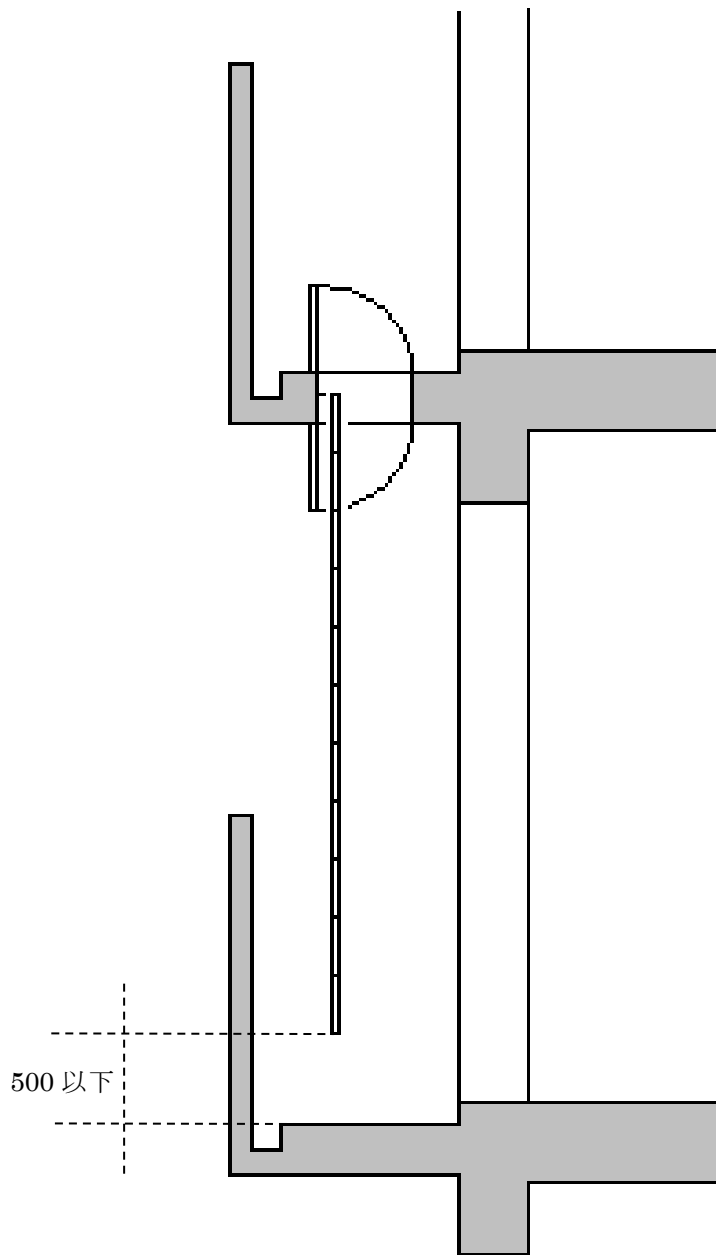
### 1 避難ハッチの設置基準

- (1) 避難ハッチの設置位置は下図の例によることとし、すべての住戸から2方向避難が可能となるように設置すること。
- (2) 避難ハッチの大きさ・ハッチ相互間の距離・バルコニー隔板からの距離は、それぞれ600 (mm) 以上とすること。ただし、松戸市宅地開発事業等に関する条例により、4階以上の建築物で消防活動上支障をきたす場合は、避難ハッチの大きさを750 (mm) の上下操作式とし、ハッチ相互間の距離については、600 (mm) 以上とすること。
- (3) 避難ハッチ降下空間内に障害となる物（物干し金具、エアコン室外機、給湯器等）が設置されないこと。



## 2 つり下げはしごの設置基準

- (1) つり下げはしごの設置は下図の例によることとし、避難者が外を向いて降りるようにすること。
- (2) 設置するつり下げはしごは、「半固定式」とすること。
- (3) つり下げはしごの最下段は、床から500 (mm) 以下とすること。



### 3 バルコニーの隔板仕様

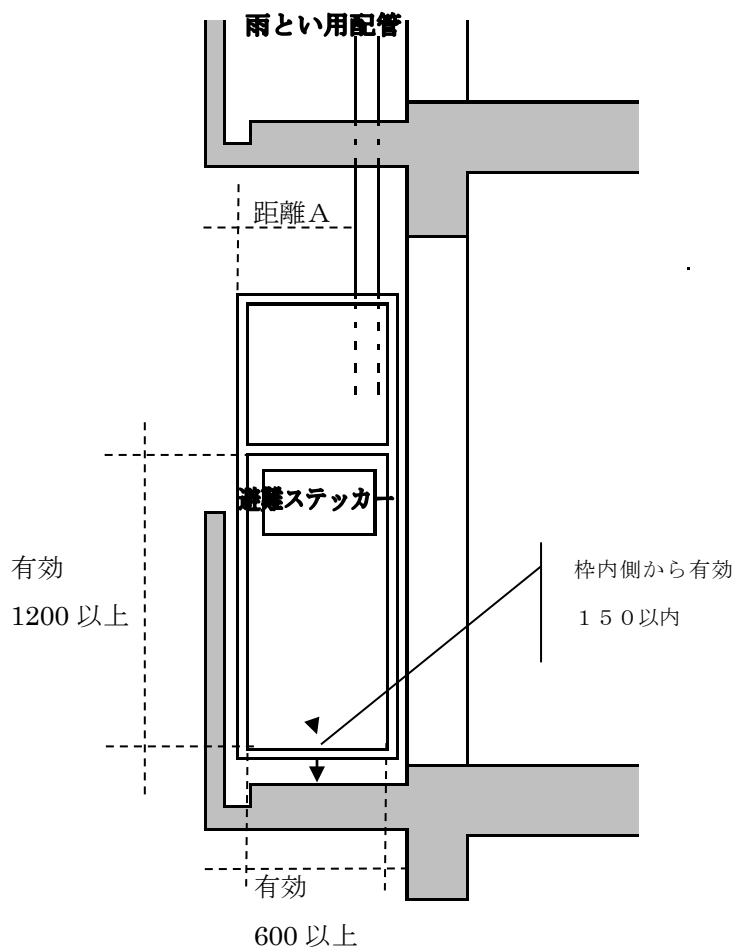
#### 1 バルコニーの隔板の仕様について

- (1) バルコニーの隔板の仕様は、下図の例によること。
- (2) 隔板は、厚さ5 (mm) 以下のケイカル板等容易に破壊できる材質のものであること。
- (3) 避難ステッカーは、下記の内容とし、隔板の両面に表示すること。  
(隔板への書き込みも可。)

避難の際は、ここを破って隣戸に避難して下さい。  
この付近に物を置かないで下さい。

- (4) 隔板の直近に雨とい用の配管がある場合、有効幅員の算定は、距離Aとするため、600 (mm) の確保に留意すること。

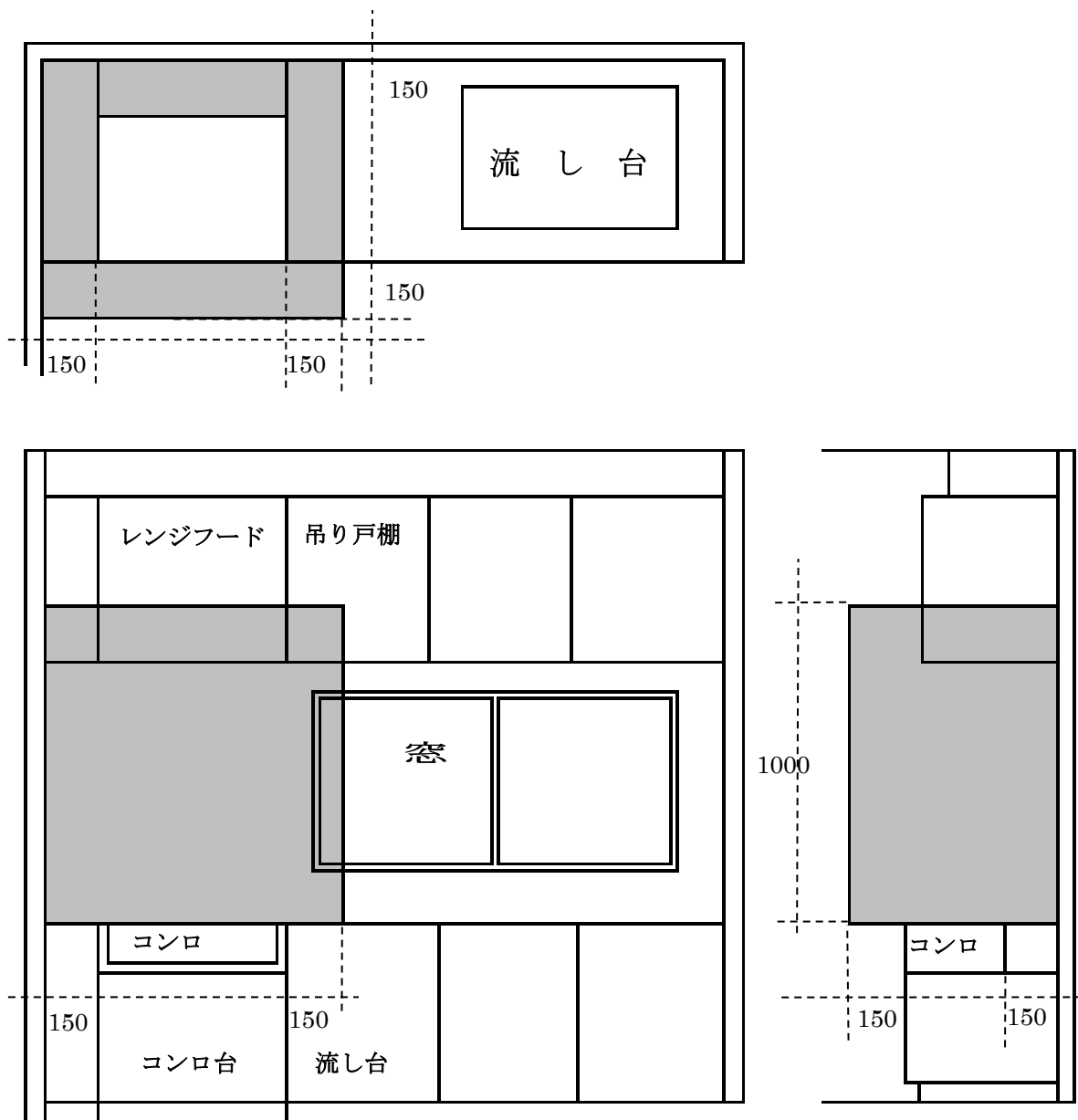
※ 松戸市における宅地開発事業等に関する条例による事前協議内容によっては、距離Aを750 (mm) を確保すること。



#### 4 火気使用場所コンロ廻りの構造

1 下図の範囲内は、不燃材料等で仕上げをすること。(火災予防条例第22条)

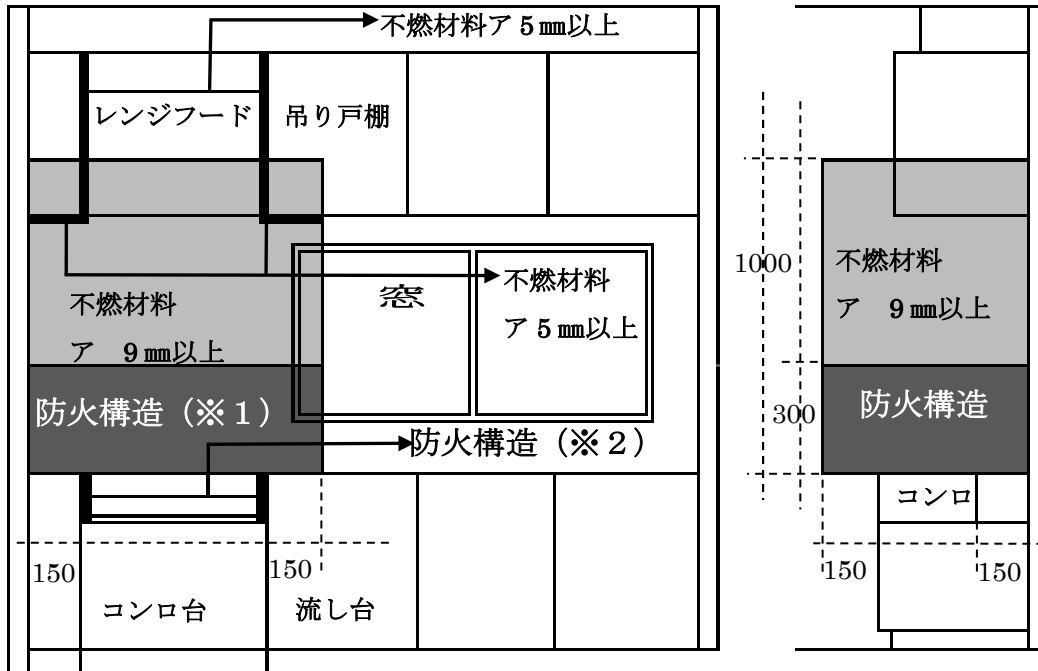
- (1) 窓の額縁等も不燃材料等で仕上げをすること。
- (2) 換気扇のみ設置の場合も下図の範囲内にくれば換気扇を不燃性のものとする。
- (3) 照明器具・コンセント・スイッチ等は下図の範囲内には、設置しないこと。





2 仕上げ方法は、下図の例によることとする。

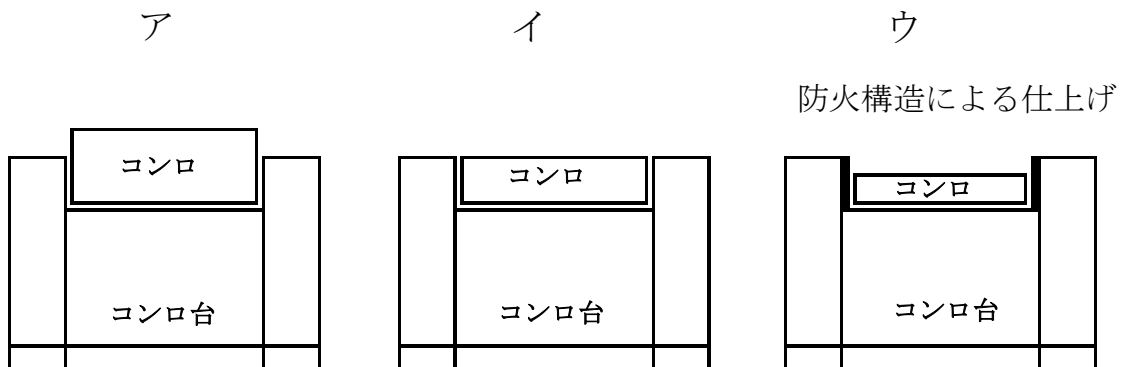
(ガス機器防火性能評定により可燃物からの離隔距離を認証するものを資料として提出する場合は、この限りでない。)



※ 1 防火構造（建基令第108条）

（例）石膏ボード厚さ12mm以上+キッチンパネル

※ 2 コンロ脇の仕上げについては、下図ウの場合のみ防火構造とすること。

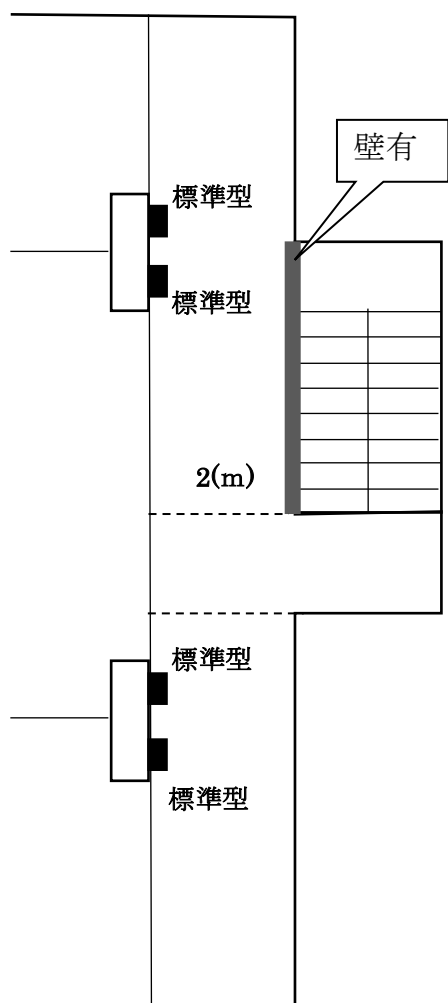


## 5 階段付近へのガス機器設置基準

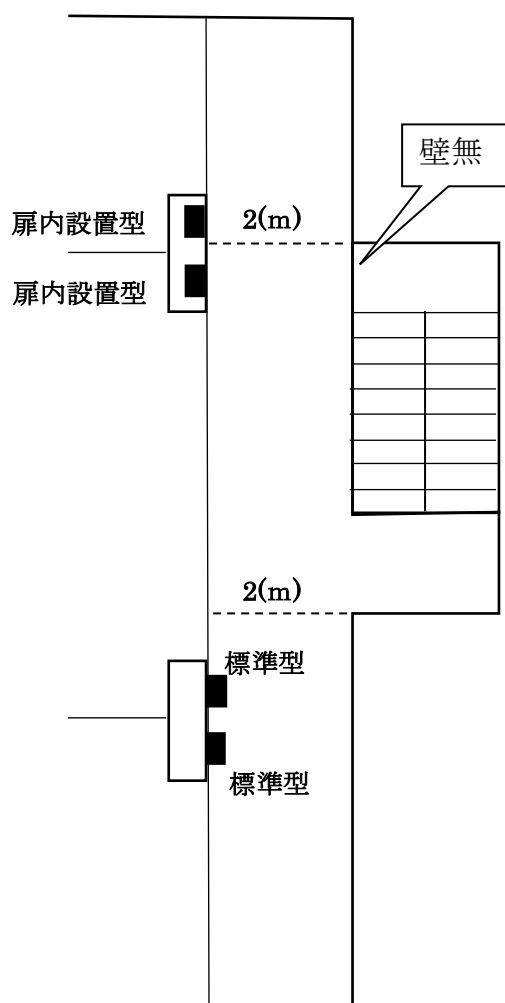
### 1 階段付近へのガス機器設置について

- (1) 給湯機器等のガス機器を、屋外階段を出た正面2 (m) や屋外避難階段の周囲2 (m) 以内に設置する場合は、「扉内設置型」とすること。
- (2) 2 (m) の算定は、下図の例によることとする。
  - ア 階段が屋外階段で壁がある場合。
  - イ 階段が屋外階段で壁がない場合。
  - ウ 階段が屋外避難階段で壁がある場合。
  - エ 階段が屋外避難階段で壁がない場合。
- (3) 開放廊下に面して設置する場合は、排気吹き出し口の高さは、床面より180 (cm) 程度とすること。(バルコニー等に設置する場合についても、避難経路になる場合は、同様とする。)

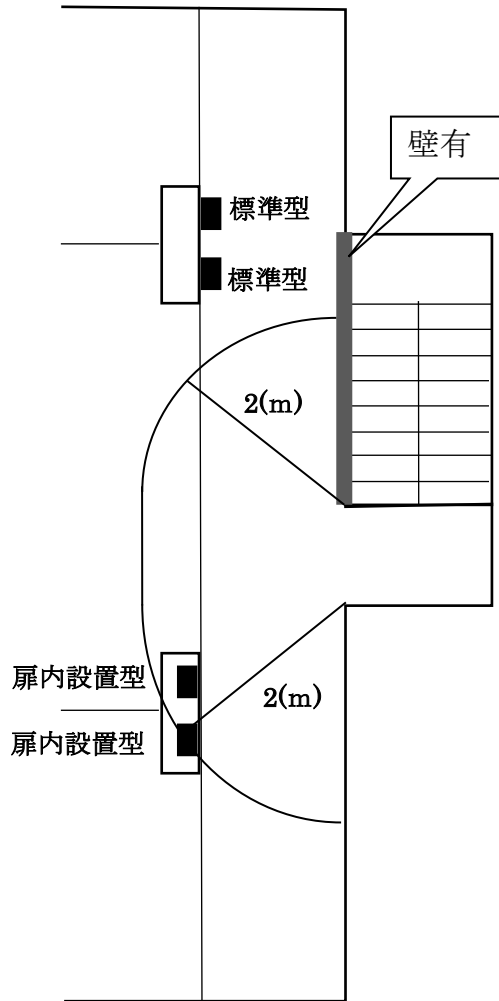
①屋外階段で壁がある場合



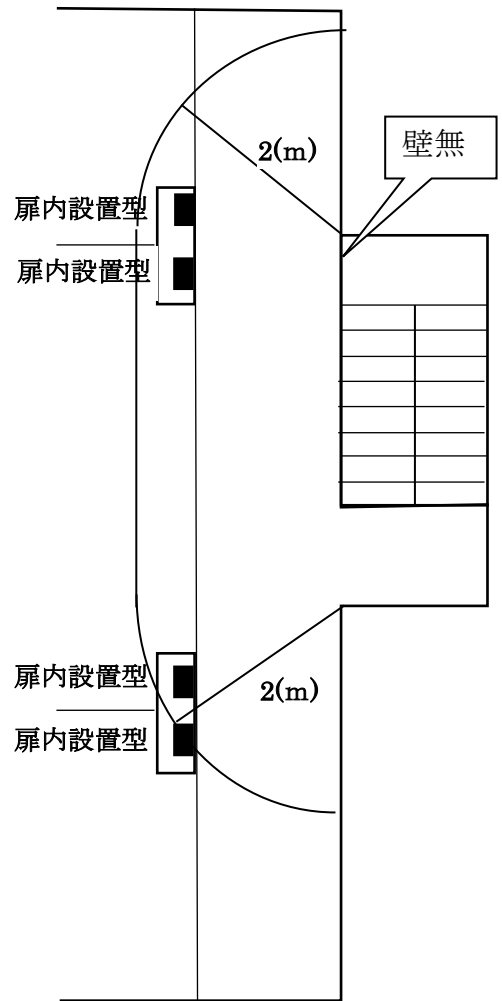
②屋外階段で壁がない場合



③屋外避難階段で壁がある場合



④屋外避難階段で壁がない場合

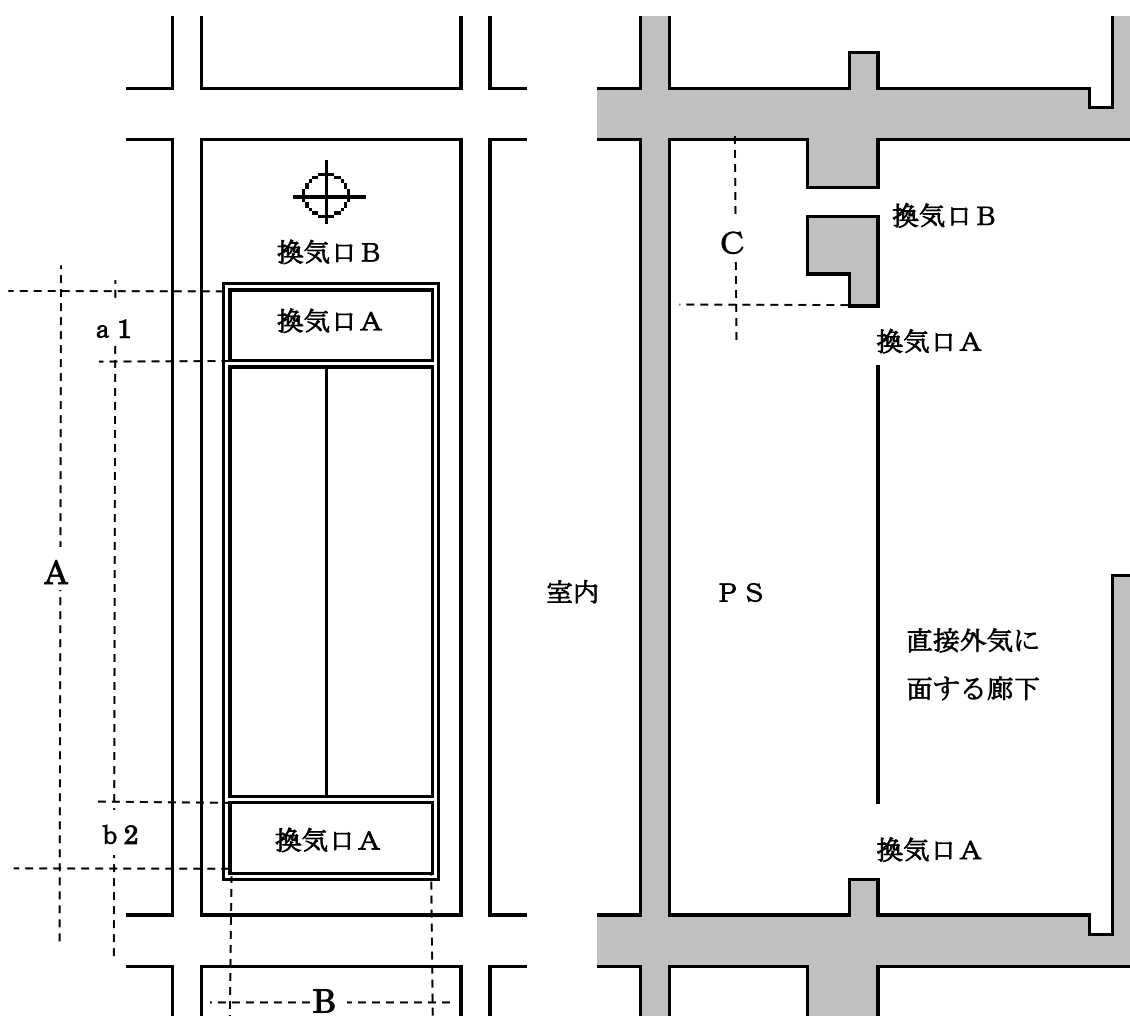


## 6 パイプシャフト (P S) の構造

### 1 パイプシャフト (P S) の構造について

- (1) P S内にガス配管をする場合は、下図の例によることとし、ガス漏れが生じた場合、漏れたガスが滞留しない構造とすること。
- (2) 換気口Aそれぞれの大きさは、計器箱正面面積の5 (%)以上とし、かつ、500 (c m<sup>2</sup>)以上とすること。
 
$$(a1 \times B) \geq (A \times B) \times 0.05$$

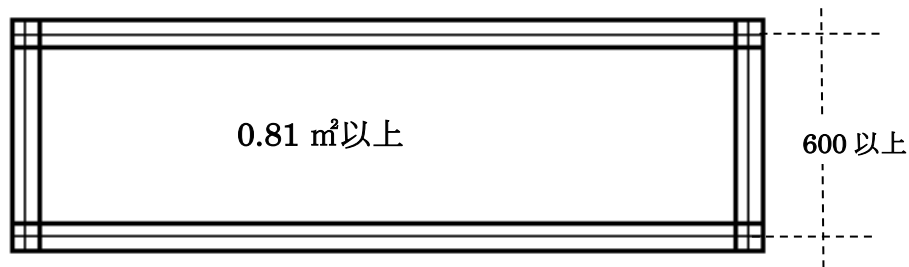
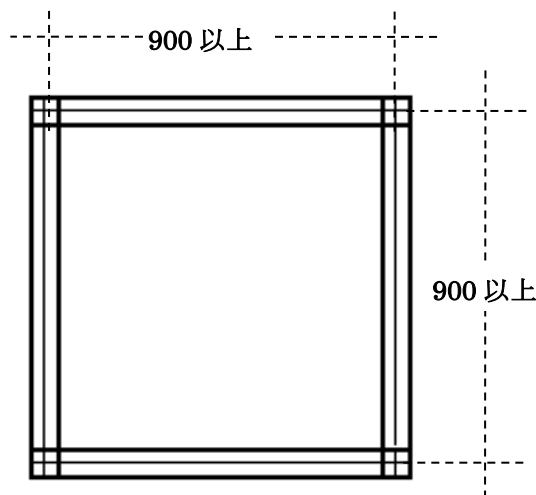
$$(a1 \times B) = (a2 \times B) \geq 500 \text{ (c m}^2\text{)}$$
- (3) 距離Cが30 (cm)以上となる場合は、100 φ以上の換気口Bを設置すること。



## 7 自動火災報知設備の設置基準

### 1 感知器の設置場所

- (1) 押入れ・物入れ・クローゼット等の収納スペース及びP S等は、その名称にかかわらず下図の広さがあれば設置すること。  
ただし、P S等についてはその点検口が 600 角未満または、感知器の設置又は維持管理ができない場合については設置不要とする。



- (2) トイレは、コンセントの有無にかかわらず設置を要しない。  
(消防法施行令第32条適用による)  
ただし、特定用途内のトイレへの感知器の設置は、必要とする。(従業員のみが使用するものを除く。)
- (3) 共同住宅のバルコニーへのベル設置については、各階とすること。
- (4) 共同住宅で、受信機を管理人室等へ設置する場合は、管理人室ドアの施錠については、自動火災報知設備連動で開錠する電気錠とし、自動火災報知設備を復旧させても再施錠されない構造とすること。
- (5) 防火対象物の消火ポンプ室には警報設備（ベル又はスピーカー）を設けること。

## 8 消火器の設置基準

### 1 大型消火器以外の消火器の種別及び設置位置について

- (1) 設置する消火器については、全て粉末（ABC）消火器10型とすること。ただし、危険物を貯蔵し、または取り扱う場所にあつてはこの限りではない。
- (2) 各階歩行距離20m以内ごとに設置すること。

## 9 屋内消火栓設備の設置基準

### 1 屋内消火栓ボックスについて

- (1) 易操作性1号とすること。または、1号消火栓を設置する場合、管そうを可変ノズル（開閉できるもの）とすること。
- (2) 操作ステッカーは、扉の外側と内側の両面に貼付すること。

## 10 連結送水管の設置基準

- (1) 連結送水管は、湿式とすること。
- (2) 補助高架水槽については、有効水量0.5m<sup>3</sup>とすること。また、屋内消火栓設備の主管と兼用する場合は有効水量1m<sup>3</sup>とすること。
- (3) 送水口は、原則建物の主要な出入口付近とすること。
- (4) 11階以上の放水口に設置の管そうについては1本とし、ホースについては、65（mm）ホース2本とすること。（管そうは可変ノズルで取っ手付とすること。）
- (5) 送水口の周囲には、消防隊が消防用ホースの接続作業を行う際の空間が設けられていること。（送水口周囲に草木等を植栽する際は地被類等にする。）
- (6) 消則第31条第4号に規定する連結送水管の送水口である旨の標識に加えて、設計送水圧力標識を設置すること。

## 1 1 特殊消火設備の設置基準

### 1 移動式粉末消火設備について

- (1) 貯蔵容器の放出弁、加圧用ガス容器弁の手動操作部及びノズルは床面から高さおおむね1.5 m以下の箇所に設けること。
- (2) 自動車が発生するおそれのある部分に設ける際は保護のための措置をすること。(衝突防止ポール等の設置)
- (3) ホースの接続口から水平距離1.5 m以内に防護対象物を包含すること。

## 1 2 排煙設備の設置基準

### 1 排煙設備免除の免除について

次のいずれかに該当する場合は、排煙口を設けないことができること。(消防法施行令第32条適用による)

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次のすべてに適合している場合。
  - ア 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。
  - イ 区画内の壁及び天井の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。)は、仕上げを準不燃材料としたものであること。
  - ウ 区画された部分の床面積が50 m<sup>2</sup>以下のものであること。ただし、廊下にあつては15 m<sup>2</sup>以下のものに限ること。
- (2) 浴室、便所その他これらに類する場所。
- (3) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるものであること。
- (4) 階段の部分。
- (5) エレベーターの昇降機、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペース風除室その他これらに類する部分。